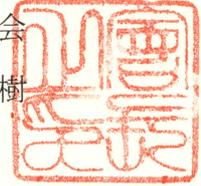


平成29年6月22日

綾瀬市農業委員会 殿

綾瀬市個人情報保護審査会

会長 永山茂樹



農地情報公開システムの整備事業に係るオンライン結合による保有個人情報
情報の提供について（答申）

平成29年5月22日付けで、諮問のあった綾瀬市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づくオンライン結合による保有個人情報の提供について次のとおり答申します。

1 審査会の結論

綾瀬市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づく諮問事案の内容については、適当なものと認めます。

なお、事務の実施に当たり、個人情報の厳正な管理について万全を期していただくよう要望します。

2 諮問する根拠

実施機関は、綾瀬市個人情報保護条例第13条第1項の規定により、法令に特別な定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときでなければ、オンライン結合による保有個人情報の提供を行ってはならないとされています。同条第2項にオンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、審査会の意見を聴かなければならない規定があり、本件について、法令に特別な定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときか否かを確認するため、審査会に諮問されたものです。

3 実施機関の主張（オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始する理由）

農地法（昭和27年法律第229号）の改正に伴い、農地台帳及び農地地図を整備し、インターネット又はその他の方法により、公表することが義務付けられました。農林水産省は、農地の集積及び集約化を進めるため、各市町村の農業委員会が整備している農地台帳に基づく農地情報を電子化、地図化して一元的に管理するシステムとして、農地情報公開システム（以下「システム」という。）の整備を実施しています。

このシステムを通じ、オンライン結合による保有個人情報の提供を行うことにより、農地の集積及び集約化を推進することができることから、公益上の必要性が認められます。また、提供した保有個人情報は、システム内の非公開領域に格納されることから、一般のシステム利用者が閲覧することは不可能であり、提供先である神奈川県については地方公共団体専用通信網である総合行政ネットワーク（LGWAN）により接続されること並びに農地中間管理機構及び農業委員会ネットワーク機構については閉域網ネットワークにより接続されることから、情報セキュリティ対策についても万全を期しています。以上のことから、このシステムを利用したオンライン結合による保有個人情報の提供は、農地台帳に登載される個人の権利利益を侵害するものではありません。

4 審査会の判断

本件事務は、実施機関が主張するとおり、法令に特別な定めがあるとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないときと認められます。

以上のことから、審査会として1の結論に至りました。